

平成 26 年 11 月 1 日
札幌学院大学

札幌学院大学との公的研究費における取引に関する基本事項

札幌学院大学（以下「本学」という。）が執行する公的研究費は、社会規範、法令、配分機関による規程及び使用ルール、学内規程、学内使用ルールを遵守し、公正かつ効率的に使用することが義務付けております。

これにより、社会規範、法令、配分機関による規程及び使用ルール、学内規程、学内使用ルール並びに下記の事項を遵守する者（個人・法人・会社等）とのみ取引をさせていただきます。

記

- 1 次の不適切な取引を行わないこと
 - ①預り金
 - ②プール金
 - ③支払い期日の不明確な取引
 - ④取引事実と異なる書類の提出
 - ⑤将来の売買を前提とした貸出
 - ⑥納品物品の持ち帰り行為
- 2 本学の教職員から不適切な取引を行うことを要求された場合は拒絶し、本学の通報窓口へ連絡すること。
- 3 次の取引を行う場合は、事前に本学の契約担当部署の了解を得ること。
 - ①物品等の貸出
 - ②物品等の無償提供（宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するものは除く）
- 4 本学が不適切な取引の事実関係を調査する場合は、全面的に協力することとし、取引記録に関する帳簿等を求められたときは、提供すること。
- 5 本学が不適切な取引の事実関係を調査した結果、不正行為の事実が認定された場合は、「札幌学院大学固定資産及び物品調達規程」第 8 条に基づき、一定期間の取引の停止、又は以後の取引を認めないものとする。但し、自らが過去に関わった不正行為について自己申告した場合は取引停止期間の減免を行う場合がある。